災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県久喜市(以下、「久喜市」という。)と青森県上北郡野辺地町(以下、「野辺地町」という。)は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、久喜市又は野辺地町に災害が発生し、自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の相互応援規定に基づき、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

- 第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資 の提供
 - (3) 応急対策及び復旧に必要な職種の職員の派遣
 - (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の窓口)

第3条 久喜市及び野辺地町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続き)

- 第4条 応援を受けようとする久喜市又は野辺地町は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により要請し、後に災害応援要請書を提出するものとする。
 - (1)被害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする生活必需物資並びに資機材等の品名及び数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員数及び派遣期間
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) その他応援を必要とする期間

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 応援を受けた被災自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、 かつ、応援を受けた被災自治体から申し出があった場合には、応援自治体は 一時立て替え支弁するものとする。

(情報の交換)

第6条 久喜市及び野辺地町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、 必要に応じて災害対策に係る情報を交換し、災害対策について研究するもの とする。

(協定の改定)

第7条 この協定の内容を改定する必要が生じた場合には、久喜市及び野辺地 町が協議して改定するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、久喜市及び野辺地町が協議して別に定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の1か月前までに久喜市及び野辺地町いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、久喜市・野辺地町署 名押印の上、各自1通保有するものとする。

平成30年8月18日

埼玉県久喜市下早見85番地の3 久喜市

久喜市長

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1 野辺地町

野辺地町長